

第 1 回大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会 会議録

開催日時	平成24年9月26日（水）午後3時30分～午後5時40分
開催場所	健康文化センター 1階 会議室
出席者名 (選定委員)	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所運営委員会代表者／舟橋 宣成 ●保育に関する学識経験者／藤原 辰志 ●社会福祉法人等の財務会計に関する専門知識者／渡邊 弘和 ●子育て関連団体代表者／岩根佐代子 ●子育て関連団体代表者／中西 由美 ●副町長／大森 滋 ●保育長／中野 幸子 ●その他町長が必要と認める者／藤田 金生 ●その他町長が必要と認める者／安田 美代子
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 町長あいさつ 2 委嘱状の交付 3 自己紹介 4 民営化に至った経過説明 資料No. 1 5 選定委員会設置要綱等説明 資料No. 2 資料No. 3 6 委員長及び副委員長選任 7 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 愛知県丹羽郡大口町立中保育園移管先法人募集要項について 資料No. 4 資料No. 5 8 その他

(進行：福祉こども課長)

発 言	内 容
福祉こども課長	<p>こんにちは。皆さん、お揃いですので、第1回目の大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会に先立ちまして、森町長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>よろしくお願いします。</p>

1 町長あいさつ

発言者	内 容
森町長	<p>改めまして、こんにちは。それぞれ大変お忙しい中、大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会に定刻、お集りいただき誠にありがとうございます。</p> <p>まず、その前にこの委員会の委員としてご承諾いただきましたことに改めてお礼申し上げます。後ほど、委嘱状の交付をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>さて、今回、大口町としてこのような委員会を設置して、中保育園を民間で運営していただくことになった経過等につきましては、後ほど担当よりご説明させていただきますので、私からは大口町のまちづくりの現状を少しお話しさせていただきます。</p> <p>すべては、平成18年3月に策定しました「第6次大口町総合計画」より、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念に、今年で町制50周年を迎えたわけですが、長い大口町の歴史の中での経験と先人の皆様によります大口への熱い想いの中で実践され、今日まで引き継がれてきたこと、そしてそれまでの国と県、さらには大口との役割・関係が大きく変化をしまして、基礎的自治体の大口町が主体性を持って企画をし、決定し、実行をし、そして町民の皆さんの評価を受け、それに説明責任を果たすというこの一連の流れが平成11年度より大口町ではスタートを切りました。その一つに住民の皆さんへの情報公開、右肩上がりの経済成長から新しい経済の世界的な枠組みの変化、そしてそれに伴う国内の産業形態の変化と対応、さらに何より急速な少子高齢化社会、そんな中で従来通りの公共サービスの提供が難しくなっていくことが想定されたわけであります。このことの対応として、住民の皆さんとの協働によるいろいろな分野での事業、規制緩和による民間のノウハウの活用などであります。大口町の具体例としては、平成11年に「ふるさとづくり基金の設置」、平成12年には「NPO活動促進条例の制定」、平成14年「やろ舞い大祭の開催」、平成15年「巡回バスの運行」、平成16年「憩いの四季に指定管理者制度の導入などがあり、これらは町民の皆さんに有効に活用され、事業展開され、事業が継続し、現在に至っています。今回の中保育園の民営化についても大口町のこのような方針の中で研究を重ね、推進しているものであります。</p> <p>さて、今回の中保育園の民営化につきましては、昨日終了しました9月定例議会においても請願、24年度補正予算、そして一般質問で議員からも心配が故の質疑がありました。町の方針としては、既定の路線を変更する考えはないわけですが、保護者の皆さんの不安に対して</p>

	<p>は、その払拭に努めなければならないと思っています。</p> <p>委員の皆さんには、私ども行政とは違った視点で時代にあったこれからの大口町の保育、保護者の皆さんに安心していただける法人の選定にご意見がいただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いしまして、挨拶とさせていただきます。</p>
--	--

2 委嘱状の交付

発言者	内 容
福祉こども課長	<p>ありがとうございました。続きまして、委嘱状の交付ですが、本来なら町長から個々にお渡しするところではございますが、時間の都合もあり、机上配布とさせていただきますので、どうぞご了承いただきたいと思います。</p>

3 自己紹介

発言者	内 容
福祉こども課長	<p>続きまして、今回は第1回目の委員会ということもありますので、各委員さんより簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。次第の裏面に委員名簿を付けさせていただいていますので、この順で自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いします。</p>
選定委員及び事務局	<p><それぞれ自己紹介> 選定委員9名、事務局3名</p>

4 民営化に至った経緯説明

発言者	内 容
福祉こども課長	<p>それでは、ここで配布しました資料の確認をさせていただきますが、資料NO. 1から資料No. 5に渡り、落丁などがございましたら、お申し出いただきたいと思います。よろしかったでしょうか。では、「4 民営化に至った経過説明」を主査よりご説明申し上げます。</p>
主査	<p>それでは、「民営化に至った経過説明について」ご説明申し上げます。資料につきましては、すでに事前配布をし、お目通しいただいているかと思いますが、主だった所をお話しさせていただきます。</p> <p>まず、資料NO. 1（1ページ）からご覧いただきたいと思います</p> <p>「1 概要及び経過」ということで、福祉こども課及び保育所では、平成22年度から地方分権化時代に見合った保育園のあり様を考えるとともに、保育園が抱える問題や課題解決、さらには民営化についての知識を深める学びの場を設置し、継続的に勉強会を実施してきました。</p>

これにつきましては、皆さんもご承知のとおり、時代は何年も前から「官から民へ」という流れにより、官（公）の仕事を民間に開放し、民のノウハウを活用することは、公共サービスの質の改善や効率化に貢献されると国の方でも言われてきました。また、「行政のスリム化」ということや「民間でできることは民間で」という発想のもと、本町においても後々、財政が逼迫したり、行く先の合併などに備えるということも視野に入れた取り組みが、この保育行政も例外ではないということで、中長期的にみた保育園のあり様を検討してまいりました。ですが、この勉強会のスタート時点では、必ずしも「民営化ありき」ということではなく、議論を深めていく中で、時代の趨勢でもある民営化についても勉強をし、その結果として、公立保育園の1園を民営化してはどうかという提案をさせていただきました。

次に、「保育園が抱える課題」というところですが、女性の社会進出や長引く不況の影響で就労する女性が増えており、保育ニーズも増加傾向にあること、また、家族形態や就労形態の多様化に合わせ、保育ニーズも多様化してきているということはニュースや新聞紙上でも言われており、本町においても決して例外なことではありません。このような状況から近い将来、これらのニーズに行政だけでは対応が困難になるため、民間活力の導入をも視野に入れ、大口町の保育行政を見直すことも必要だと考えました。

これは、すべての保育サービスを拡大していくということだけではなく、ニーズを鑑みながらも「選択と集中」にも意を払いながら、子育ての本旨であります「子育ては誰がするのか」ということ、そして、子どもにとってより良い支援策というものを念頭に置きながら、検討を重ねてまいりました。

資料の2ページから3ページにかけては、私どもが行ってきた勉強会の経過概略となっております。3ページの方になりますが、勉強会として、「公立保育園の1園を民営化してはどうか」という提案を平成23年度末に行い、その後の5月、町幹部で構成されております「行政経営会議」において、町としての方針（意向）を決定、5月下旬から6月中旬にかけて、正規保育士と臨時保育士に経過を説明、6月21日には議会全員協議会で議員の皆さんに報告、6月28日には「保育所運営委員会」において、方針などのお話しをさせていただきました。この保育所運営委員会には、議員の方や保護者である父母の会の正・副会長、さらには民生児童委員の方々が出席される委員会となっております。

そして、その場においてもご意見を賜りましたが、「速やかに保護者へ説明を」ということで、7月7日から21日にかけて、説明会を実

施いたしました。これには延べで189名の方々が参加されました。その後、民営化対象園の絞込みを行い、8月1日には第2回目の保育所運営委員会を開催し、対象園である中保育園を提示し、ご承認をいただきました。

翌日の8月2日には、保護者にその旨を文書でお伝えし、さらには対象園となった中保育園の保護者を中心とした個別相談会なるものを8月27日から9月1日にかけて実施いたしました。これには、延べ9名の方がご出席されました。

それらにつきましては、町ホームページにも掲載してございます。次に4ページですが、ここでは「3 保育園民営化の大義」が重要な部分になりますので、朗読させていただきます。

- (1) 民間保育園を誘致することにより、町全体の保育メニューの内容が拡大し、保護者にとって保育サービスの選択肢の幅が広がる。(※ 現在も4園それぞれ特色ある保育を実施しているが、更に、全く違うオリジナリティーを持った保育が実施されることにより、町全体の保育メニューが拡大される。)
- (2) 公立保育園と民間保育園が、互いに刺激・競争・協調することで、町全体の保育の質の向上が図れる。(※ ただ単に刺激・競争だけを求めては、民間保育園に通う園児に対する町の責任放棄にも捉えかねないので、「協調」は絶対条件として、町全体の保育の質の向上、ひいては、大口町に住むすべての保育園児が等しく質の高い保育を受けられる環境づくりをする。)
- (3) 民営化することにより行政のスリム化が図られ、公立保育園の質のさらなる向上が図れる。
- (4) 民営化することにより、新たに特定財源【保育所運営負担金(国庫・県費)、低年齢児途中入所円滑化事業補助金、延長保育促進事業補助金等】が見込まれ、該当園の運営経費に充当する一般財源が減ることとなる。その一般財源の一部を公立保育が中心で担うこととする3歳未満児保育や統合保育にかかる経費(主に人件費)に充当することにより、さらなる充実を図れる。ということで、民営化をしていく意義と目的の部分に当たります。

「4 具体的概要(抜粋)」につきましては、後ほどご説明申し上げます「資料No. 4の募集要項(案)」と重複するところが多いので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に6ページ「5 中保育園に決定した理由等」につきましては、先ほども少し触れましたが、町当局での(案)を8月1日の保育所運営委員会でご審議いただき、翌日、保護者等に配布した文書が載せてご

	<p>ざいます。</p> <p>中保育園に決定した「選定基準」としましては、大きく3つ挙げまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全町的な保育園の配置…小学校区に1園は、公立保育園を配置したいこと。 ②地域的要件…民間保育園は町内に1箇所のため、できるだけ町中心部に設置したいこと。 ③特別保育の実施園…多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育のニーズの見込みを立て、特別保育実施園を町内にバランスよく配置したいこと。 <p>という基準で選定をいたしました。</p> <p>次に「選定理由」につきましても選定基準同様、大きく3つ挙げまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①北小学校区には、北保育園と中保育園の2園があるということで、まずはこの2園に絞りました。 ②その中で中保育園の方が町中心部に位置するということ。 ③町内で1箇所しか実施しない保育サービスは、町の中心部で実施。従って、民間保育園1園で実施する一時預かり事業を中保育園で実施することなどが、その選定理由となっております。 <p>以上が、資料No. 1、民営化に至った経過等についての説明になります。</p>
福祉こども課長	<p>資料No. 1につきましては、事前配布にてお目通しもいただいておりますので、次へ進めさせていただきます。</p>

5 選定委員会設置要綱等説明

発言者	内 容
福祉こども課長	<p>では、続きまして、「5 選定委員会設置要綱等説明」を引き続き、主査よりご説明申し上げます。</p>
主査	<p>引き続きまして、7ページ、資料No. 2の「大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会設置要綱」についてですが、この要綱につきましては、皆さま方をお願いをいたしました本委員会の設置に関するものであります。</p> <p>本日が会議の初回ということもありますので、一通り朗読させていただきます。</p> <p><大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会設置要綱 朗読></p> <p>以上、「資料No. 1」と「資料No. 2」の説明を終わらせていただきます。</p>

福祉こども課長	<p>続きまして、私の方から9ページになりますが、「資料No. 3 大口町立中保育園民営化移管先法人選定委員会開催日（案）」ということで事務局（案）を提示させていただきました。一応、年内に移管先法人を決定していきたいということで、かなりタイトなスケジュールになりますので、予めお示しをした中で日時及び内容について、ご意見を賜りたく思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>まず第1回目、本日に当たりますが、この後、募集要項の素案を提示し、ご意見を賜りたいと思います。</p> <p>第2回目は10月12日を予定しておりまして、募集要項の確定をしたいと考えております。これは後ほどご説明申し上げますが、10月16日から31日にかけて募集要項の配布、そして11月には法人の申込受付を考えておりますので、第3回目は少し間が空きますが、11月20日に応募のあった法人の書類確認を予定しております。</p> <p>第4回では、応募された法人によるプレゼンテーション、聞き取り等を予定しておりますが、応募法人の数によっては、第5回目を予備として設けております。場合によって、その後のスケジュールが前倒しになる可能性もあると考えられます。第6回と7回目につきましては、第1次審査で2法人まで絞って、その絞った法人が実際、今、運営する既設園を視察してはどうかということで、2日間、予定しておりますが、その2園が近隣であれば、1日で視察が可能かとも考えられますが、とりあえず2日間予定しております。それを受けまして、12月15日（第8回目）最終選考というようなスケジュールにしてあります。</p> <p>なお、プレゼンテーションにつきましては、1法人1時間程度を考えますと、午後1時30分に開始し、1日せいぜい4法人が限界かなと考えております。また、応募法人が少ない場合、4法人以下なら1日で消化できないかなと考えております。それから、第6回目と7回目の時間につきましては、1次通過の法人により、視察場所が遠方か近隣かでも異なりますので、現段階での時間は未定となっております。</p> <p>次にこれはご審議いただきたいことですが、第4回と5回のプレゼンテーションの時には、「公開」ということで考えております。これは、これまでの説明会等でのご意見から出来得る情報は開示し、広く住民の皆さんにもお伝えしていきたいと考えています。なので、希望者の方は「傍聴可能」としてはどうかと思っておりますので、後ほど、ご審議いただければと思います。そういうこともありまして、日程が土・日曜日としてあります。会場につきましては、基本的にはこの健康文化センター内を予定しております。第8回の最終選考につきましては、「中保育園」をとっておりましたが、今後、会場の調整も併せて流</p>
---------	--

	<p>動的でございますので、また追ってご報告申し上げます。いずれにしても12月中旬ぐらいには法人の決定としたいと考えております。</p> <p>それから、今もこの会議については、録音をさせていただいております。これは、先程も触れましたが、説明会等でのご意見の中で、情報公開・情報開示ということが求められております。それから今後の進め方についても保護者に対し、より丁寧に行って欲しいということも言われておりますので、この選定委員会の会議録につきましては、ホームページで公表をしていきたいと考えております。</p> <p>ということで、協議事項ではないわけですが、1点目としまして、第1次のプレゼンテーションの公開、いわゆる希望者による傍聴について、2点目につきましては、会議録の公表ということについて、ご意見賜りたく思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	異議なし
福祉こども課長	<p>ありがとうございます。それでは、1次のプレゼンテーションの公開と会議録の公表は行うということで、よろしく願いいたします。</p> <p>それから、委員さんの名簿についてであります。どの役職からの代表者だということで、掲載させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
福祉こども課長	<p>ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきますので、よろしく願いします。</p> <p>それから、先ほど、今後の日程（案）をお示しさせていただきましたが、現段階で明らかにご都合が悪い日がありましたら、お知らせ願いたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
各委員	<何名かの委員からご都合の悪い日程の提示あり>
福祉こども課長	<p>調整のつく日程につきましては、調整をしてみますが、どうにもならない場合は、本日程を基に進めさせていただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いします。なお、事前に欠席が分かっている場合は、会議前にご意見を聞くなどして対応をしていきたいと考えていますので、よろしく願いします。</p>

6 委員長及び副委員長選任

発言者	内 容
-----	-----

福祉こども課長	では、続きまして、次第の「6 委員長及び副委員長選任」に入らせていただきますが、先ほど、主査がご説明申し上げましたように、委員長は委員の互選、副委員長は、委員長が指名することとなっております。 まずは、委員長の選任ですが、いかがいたしましょうか。
委員	事務局一任
福祉こども課長	ありがとうございます。只今、委員さんより「事務局一任」という声をいただきましたが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし
福祉こども課長	ありがとうございます。それでは、委員長さんを藤原委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。前の方の席へ移動願ひます。改めまして、藤原委員長さんからご挨拶を頂戴したく思います。
藤原委員長	大口町始まって以来の保育園民営化ということで、とても重責だと感じておりますが、皆さん方と協力をしながら、より良い法人選定をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。
福祉こども課長	ありがとうございました。それでは、副委員長につきましては、委員長の指名となっておりますので、藤原委員長さんからご指名いただきたく思います。
藤原委員長	はい。これが初仕事になります。副委員長には中西委員にお願いしたく思います。
福祉こども課長	それでは、中西副委員長さんからもご挨拶のほど、よろしくお願ひいたします。
中西副委員長	自分自身も大口で生まれ育ち、大口の保育園に通い、大口でこれまで大きく育てていただきました。今まで自分が培ってきたことが、これから育っていく子どもたちの何かの役に立てればと思っております。微力ではありますが、頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

7 協議事項

(1) 愛知県丹羽郡大口町立中保育園移管先法人募集要項について

発言者	内 容
福祉こども課長	それでは、前ふりが長くなりましたが、協議事項に入らせていただきます。会の取り回しを藤原委員長さん、よろしくお願いします。
藤原委員長	それでは、次第に基づきまして、協議事項の1の移管先法人の募集要項につきまして、事務局のほうより説明をお願いします。
福祉こども課長	説明に入ります前に、先ほどの資料No. 3の日程のところでも説明しましたとおり、今日は募集要項（案）の説明をさせていただきます、今日の段階で疑義があれば質疑応答をさせていただきますが、次回2回目の会議で確定というふうに考えておりますのでよろしくお願いします。 資料No.4、資料No. 5について朗読説明
藤原委員長	長い説明でしたけど委員の皆さん大丈夫でしょうか。今日はとりあえず説明を受けて、この段階でご意見等があればうかがいたいと思いますが、2回目の会議で内容を確定していくという流れになると思いますので、
委員	貸付期間が土地は10年間で建物は5年間となっておりますが、その違い何ですか。
福祉こども課長	町の財産管理規則に、財産の貸付期間について定められており、それに準じた形で貸付期間の設定をしたものであります。
委員	12ページですが、(8)で保育時間が午前7時30分から午後7時となっております、(3)では延長保育時間が午後4時30分、午後5時30分となっております。
福祉こども課長	(3)の下から3行部分の記述は、土曜日保育に関する記述でありまして、現在も同様の取扱いであります。
委員	次に13ページですけども、(13)に栄養士を置くとの記述がありますが、これは、移管先法人に栄養士を配置するよとの意味ですね。
福祉こども課長	そうです。
委員	国基準の保育単価には栄養士の分は無いんですが、それでも栄養士を置きなさいということですか。
福祉こども課長	国基準単価に基づいた運営費は当然法人に出していくこととなりますし、町単独補助金というものも考えております。従って、国基準単価に反映されていないものを町が求めれば、それに関する経費は町単独補助金で賄っていくことになると思います。
委員	そうであるなら、(15)の主食代に関する記述のように、「町単独補助金にて措置する」と明記したほうがいいと思います。
福祉こども	栄養士の扱いについては一度確認してみます。

課長	
委員	(4)で経験年数5年以上の方を2分の1以上置きなさいということですよ。
福祉こども課長	この案は行政サイドで作成したものですので、今のようなご指摘を始めとして、委員の皆さんの豊富な経験を踏まえた中で、例えば「この条件はちょっと厳しいよ」など、忌憚のない意見をいただければと思っています。もちろん議論の結果、変更も可と考えております。
委員	次回までに一度考え直していただきたい。どうみても、保育士8名の内、5名を25年度の引継期間中に経験年数5年以上の方をどう手当するかということは、運営する側からすれば随分頭の痛いところだと思います。
福祉こども課長	私たちがいろいろ先進地の事例を研究する中で、3分の1のところもありましたし、2分の1のところもありました。それらの市町が結果どうなったかの確認はしておりませんが、私たちはどうしてもレベルの高いところを求めてしまうわけですが、その結果が法人側にとってハードルが高すぎて、手を挙げる法人が無くては困りますので、そういった意味でも皆さんの忌憚のない意見をうかがいたいと思います。委員さんの直感でもこの条件は厳しいと感じられますか？
委員	例えば12月末に法人が決定し、採用をしますよね。そうすると新規採用で新卒者の採用になると思うのですが、25年度に保育士を4名出そうとすると、その4名を既存の園から出そうとすると、既存の園に子どもを通わせている保護者から既存の園がどうなるのかの不安が大きくなるので相当厳しいと思います。
委員	相当大きな園じゃないと無理かなと思います。
福祉こども課長	この件についても、先進地の方とお話をする中で、既存の園から数名確保できるほど余裕のある法人は少ないと思いますので、その市町で従前臨時保育士として働いていた方に声を掛けて保育士を確保したといったところもありました。
委員	私が見てきた園はほとんどがそういったやり方でした。ただ、そのことが分かれば、この募集要項の様式の事業計画書に書くことができますが、募集の段階でそれが分ってなければ書けないですよ。例えば、今、中保育園にいる臨時保育士さんで法人の正規保育士になってもいいという方が分かれば計画書に書けますが、そのことが分からない状況で既存の園にいる人または新規採用の者で賄うことは厳しいかなと。ですから、従前の臨時保育士からの正規保育士を見込みで計上してもいいということなら書けると思います。過去の事例を見てもだいたい従前の臨時保育士さんは入ってますよね。ややもすると園長先生がそのまま残られるといったところもあります。お母さん

	たちもその方が安心されると思います。
福祉こども課長	貴重な意見ありがとうございました。確認ですが、今、委員さんがおっしゃったことは、様式の事業計画書にそこまで書き込むのが厳しいというご意見でよろしいでしょうか？
委員	そうですね。
福祉こども課長	平成26年4月の段階でも12ページの(4)の条件をクリアするといことも厳しいでしょうか？
委員	25年でも26年でも一緒だと思います。要は今の段階でこの事業計画書の提出を求めても、応募しようとする法人が中保育園の状況が分からないので、そこまで考えることができないということではないでしょうか。法人が決まった段階で従前の臨時保育士を雇ってくださいということはできるが、この段階で2分の1をとということになると、応募する法人がこうすればいいといった考えをまとめることができないのではと思います。
福祉こども課長	この記述をした意味は、この募集要項は当然法人に対してのものでありますが、ある意味保護者に対するの安心感。「町はここまで考えて法人を募集する」つまり、今までの説明会の中で出た意見の一つに「私立になると経験年数の浅い先生が多くなる」といったものに対し、26年4月には保育士さんの半分以上は5年以上の経験を持つ保育士さんをそろえることのできる法人を求めていく考えであるということを表現したものです。ですから、法人の意向というものはあまり考慮できていないかもしれません。先進地では3分の1といったところもありました。私たちの勉強会の中でも2分の1がいいのか3分の1がいいのかといった議論はした経緯はあります。
委員	そういう思いはよく分りますが、実際、新しく保育園を運営しようとする側からすれば、従前の園の保護者の了解を得なければ運営はできません。そのために担保するものは何かといえば、必然的に優秀で経験豊富な保育士を配置することなんですよ。そうでなければ、仮に町で認めていただいても保護者から反発をくらいます。ですから、募集要項に明記することで保護者の信頼を得たいという気持ちはよく分りますが、大口町の保育園運営に手を挙げようとする法人にとって、あまりメリットが無い中で手を挙げてくる法人はそう多くはないと思います。そうするとこのハードルが高いというのは心配である。
委員	そうであるなら、そこに特徴を入れるといった、逆に若い先生を雇うことでメリットを感じてらっしゃる園もあると思います。保護者の意向は経験豊富な先生がいいかもしれませんが、法人として特徴を書ける欄を設けることで、「自園は研修計画が充実している」とか。それも保護者へのフォローになると思います。新人の時から自園はこうい

	うシステムでこういうやり方をしているとか、法人さんは理念とかを しっかり持っていらっしゃるところが多い、その理念のもとに自園は 保育士の経験年数は少ないが、こういうふうに取り組んで育ててきて いる。だから、自園の3年目の保育士はこれくらいのことはできると いったことを示して、そういった担保があれば大丈夫ではないかと思 います。お母さんたちにとって、経験年数は一つのバロメーターだ と思います。お母さんたちにとってはベテランならできる、それが安心 感につながっていると思います。本当は年数だけではないと思います。 ですから、法人さんとしてPRするところがたくさんあればと思いま す。
藤原委員長	この件については、一度事務局の方で持ち帰って検討していただき、 次回提案してください それと25ページに履歴書の様式があり、これを提出することとなっ ていますがこれは必要なんですかね？
福祉こども 課長	法人の信頼度を担保するという必要ではないかと端的に思った ものです。ですから、委員さんの判断で必要ないということであれば 割愛することも可能です。
藤原委員長	これだけたくさんの書類の中で、法人を見極める材料は出てくると思 うんですね。例えば、財務関係の書類なんかでも判断できると思う のですが。あえて、個人情報が含まれる履歴書まで必要は無いのでは と個人的には思います。
委員	この履歴書の提出は、理事長だけではなく理事も含めてですか？
福祉こども 課長	そのように考えています。
委員	役員全てに提出していただくのはどうかと思いますが、せめて理事長 ぐらいは提出していただいてもいいと思います。経営の責任者の履歴 も確認していないのかといった指摘もあると思いますし。
藤原委員長	代表者ぐらいは必要というご意見ですね。では、そういったことで一 度検討をお願いします。
委員	保育士のほうの施設長と主任保育士についても同様ですね。
委員	27ページのところで、保育士等の配置基準等という欄がありますよ ね。これは既に国基準があるわけだから敢えてここに書き入れる必要 はないんじゃないですか？それか、もうこちらで記入しておいてもい いんじゃないでしょうか？それとも独自の配置基準を求めるためのも のでしょうか？
福祉こども 課長	現在、大口町が1歳児につきまして国基準を上回った形の職員配置を しております。ですから、応募法人の中にも国基準を上回った形での 職員配置を考えてくるところもあるのかなと考えました。

委員	国基準以上を考えている場合は記入してくださいぐらいのほうが分りやすいかもしれませんですね。こちらの意図も分かると思います。
委員	その下の欄の職種別配置数についても、この数字をどこから算出するのか？例えば24年4月の園児数に依って書くということなのか、現在の中保育園の職員配置の中で納めなさいということなのか、分かりにくい。それと28ページのところはほとんどいらないと思うのですが。机上の数字しか入らないと思うので、この書類が有効なものになるとは思えない。だから、職員配置の部分についてはざっくりでいいと思うのですが。少し検討してください。
委員	今回法人を募集して、1年間の引継期間を経て移管ということですが、指定管理者制度を挟まなく即移管という形をとった理由が知りたいですけど。
福祉こども課長	私たちが協議してきた中で、江南市さんは指定管理者制度、小牧市さんは指定管理者制度を3年間か5年間経る中で移管といったように、それぞれ市町の事情がある中で取り組んでおられます。本町としましては、運営を受けていただく以上は大口町に骨を埋めるくらいの強い気持ちで受けさせていただきたいと考えたからです。指定管理者制度を挟んだほうが安全だという考え方もありますが、先進事例の中でも本町と同じ移管方式をとっているところもあり、そういったところでも成功しているところをいくつか聞いておりましたので、総合的に判断して本町は即移管という形をとったということです。
藤原委員長	名古屋市はほとんど移管方式ですからね。
委員	1園目なのに冒険したなと思ったもんですから。
藤原委員長	本当に短い時間でぎゅっと詰まった中身で提案を受けましたが、もう一度要項案を見直していただくとともに次回の会議でまた意見をいただくこととしたいと思います。よろしいでしょうか。7の協議事項(1)については、いくつか事務局の方に宿題ということになりましたが、よろしくをお願いします。 8のその他ということで何かありますでしょうか？
福祉こども課長	次回の10月12日の会議には、募集要項や書類等について確定していきたいと考えています。今日は短い時間の中での質疑応答でしたので、あらためて資料を読み返していただく中で、ご意見もあろうかと思しますので、そういったものは次回の会議でうかがったうえで要項の確定をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 それともう一点、先程より住民の方に対する情報公開或いは住民の方が自らこういった要項作成に直接的または間接的に関わってきたいという思いがある中で、今日提示させていただいた募集要項の案をできれば速やかに、保護者を中心とした町民の方に公表させていただき

	<p>て、これについての意見募集をしていくつもりであります。どの程度の意見が出てくるか分かりませんが、できれば来週中に意見募集をしてその意見についても、できれば2回目の会議の前に委員さんに報告をさせていただいて、それを踏まえて2回目の会議で確定させていただきたいと考えております。出た意見については事前にある程度、町で集約していきたいと思っております。</p>
委員	<p>すみません。この案は受ける法人側の観点がすごく薄い。保護者の反発があるため保護者の意向が入るのは分かるんですが、話し合いを進めていくと「これで法人が手を挙げるだろうか？」と思うだろうから、これを公表してしまうと後々、「最初はあるいい案が出ていたのに・・・」ということになってしまうような気がします。この案は事務局が提出していただいた案で委員会で決めた案ではないですよ。案として出すのであれば、委員会で決めたものを最終決定ではなく案として出して、住民の意見として出していただいたものと統合した方が逆に混乱を避けられるように思います。</p>
藤原委員長	<p>他にどうですか。</p>
委員	<p>私は事務的なこととか分かりませんが、今の「意見を聞く」ということは、返事をしなくてはいけないので、意見を聞いたものをどれだけ取り上げるのかということがすごく難しいことなので、今、委員が言われたように、これを出すとこれよりもっともっとうるさいということもして欲しいという要望が出てきたときにどう収拾をつけることができるのかということが心配です。</p>
委員	<p>この募集要項（案）を作る過程でも色々議論をしましたが、この段階で出すとそこで出された意見には応えていかなくてはいけないという話も当然出ました。あまり感情的な「何で民営化するんだ」というようなものは、意見としてはあるのかもしれないが、今回、委員会が求めるものとは少し違うだろうと思います。それで流れの中でお聞きをしておりますと、先ほどの5年以上の経験者を2分の1にするというのが案としてあって、それがこの議論の中で消えてしまうと反対をしている人側から見ると、どういう指摘になるのかなと思います。</p>
委員	<p>今日すでに「これでどうだろう」という案が出されましたので、これがさほど問題もなければ別だけど、「どうでしょうか」とか「持ち帰って検討を」という意見がすでに委員の中から出ている中で、2分の1のまま出してしまうことはどうなのか、不安というか返答するのに困ってしまいます。</p>
藤原委員長	<p>他の委員の方、どうですか。</p>
委員	<p>委員会の意見として出すなら、重きものだと思いますが、途中のものを出すのは、委員会の結論ではないので、そこら辺は慎重に出す方が</p>

	いいように思います。
委員	時間がないが、検討をした方が…。
委員	この段階で、一旦出してしまうと色々な意見が出ます。そうすると基本がどんどん変わっていってしまう可能性もあります。募集要項をあまり厳しいものにしますと、手を挙げてくる法人がなくなってしまうことも懸念されるのではないのでしょうか。法人側もある程度、メリットもなければならぬ。
委員	事務局サイドの情報を公開して、町民の方の理解を得て進めていきたいという気持ちはよく分かりますが、ただ、それを裏切った時にその時の失望感というものがすごく大きいと思います。なので、今回のこの募集要項（案）の公表と言うのは差し控えていただいて、もう一度この委員会で討議して出していただくわけにはいかないかと私は思います。
藤原委員長	これは公約として、「出しますよ」とか「意見を聞きますよ」というアナウンスはしているのですか。
健康福祉部長	今までの保護者説明会の中では、細やかな情報公開をしていきますという話はしていますが、それが今回の件と直接結びつくかは別ですけど、ちょっと見方を変えますと、一番初めに皆さんにご了解賜った話なのですが、今回のこの会議自体も情報公開の形にします。そうなりますと当然、この添付資料も出るわけですね。そういった面ではオープンになるということだけは、ご理解してください。それ以後で、私どもの案があって、皆さんの協議の結果、こういう風になってきましたという経過が分かればいいわけであって、それがオープンという形で公表出来ればいいと思います。その時に保護者の方の意見を頂くということに対しては、私どもも皆さんとの約束を守っていないというわけではないので、それについては考え方によってはそういうやり方もあるのかなと思いますけども、どちらにしましても、この案としましては、今日提案したことはオープンとなりますので、これだけご理解ください。
委員	今の事務局の考え方と委員の方の考え方をみた時に、募集要項の案としてこの段階で出すのではなくて、ここで議論したものを委員会の案として提示したものを案として意見を聞き、それを基に最終決定すると。住民からの意見をどう扱うかということもありますが、それを踏まえた上で最終決定するということだとすると、10月12日までにもう1回委員会を開くという形がいいように思います。大変だとは思いますが、第2回目の委員会を早めに設定するとか。12日の前までにパブリックコメント（意見聴取）も済まし、16日の配布に間に合わ

	<p>せるということで、なので、もう 1 回、委員会を入れるということですね。その辺は皆さんの了解が得られれば、きちんとした手続きでまた混乱を招かないようにするために委員会を 1 回余分におこなっていただくということをお願いしてもいいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>先程、部長さんがおっしゃった、そもそも資料を公開していくということについては、私は少し異論があります。案はあくまでも事務局で作成いただいた事務局案なわけで、委員会での案にはならないわけですから、そうすると、情報公開を否定するわけではなく、言われるようにきちんとすべきだと思いますが、委員会としての案を出した方がいいのではないかと思います。こういうような話しをした結果、こういう風になりましたよということにした方がいいと思います。なので、先程、委員が言われたように今度の 12 日に要項を確定し、その中で期間は短いですが 16 日の配布に反映するというので、それまでに委員会を 1 回挟み、決定していくということでどうでしょうか。</p>
健康福祉部長	<p>そうしますともう 1 点、これもご理解賜っておきたいのですが、今回そういう話になりますと、今日、提案させていただいた案そのものが 1 つランクを下げまして、素案という形にさせていただき、あくまでも事務局のたたき台ということで、これを基に皆さん方に協議していただき、次回の委員会で討議し、委員会案というものを作成し、意見募集をしていくという形でよろしいのでしょうか。</p>
藤原委員長	<p>例えば、先程来、出されている経験 5 年以上、2 分の 1 という話などは。</p>
健康福祉部長	<p>今日、出された意見ですので、次の段階までに私どもも検討していきたいと考えています。</p>
委員	<p>整理して、もう 1 回、皆さんの意見を聞いて、ここの委員会の案として確定をし、それを公表して、そのパブリックコメント（意見聴取）をし、それを再度、皆さんで討議して最終決定していくと。ですから、委員会が 1 回増えるのかなと。これまでの経験も踏まえて、私がお願いをしたやり方がいいのかなと思います。例えば「案の時に 5 年以上、2 分の 1 だった」ものが「決定したものは抜けてしまっている」…「これはどういうことなのか」—そういう話はあると思います。</p>
健康福祉部長	<p>きちんと経過を踏んでいかないといけないと思います。先程、私が話しましたように少しランク下げの話の中で最終的には皆さんの意見集約したものがこの委員会の案として公開されればと思いますので、本日提示したものが素案、たたき台という形でご認識いただければと思います。</p>
委員	<p>結局、民営化、民間保育園を経験したことの無い人間が要は案として作っているわけです。それで、今言われたようなことが、もし問題とし</p>

	<p>て把握できるとするならば、保育長辺りから指摘が出てもいいが公立保育園の中での話であることから、民間保育園としてこういう状況がととても大変だよということまでは分かっていないと思います。そこで、組み立てたものを案として出してしまおうというのは、かなり民間保育園としても躊躇する要因になる可能性もあります。逆に応募がないんじゃないのという心配もあります。今日も新聞で名古屋市の施設の募集を掛けても集まってこないというものがあった。だから、条件をそれでどんどん下げていかなければいけないと別の問題にもなります。せっかく、他委員さんからご指摘をいただいたので、ここで少し時間をかけてでも見直しをした方がいいと思います。</p>
福祉こども課長	<p>ここで事務的なスケジュールなんですが、実は10月17日が中保育園の入園説明会を予定してまして、そこで募集要項を少し説明できると多少これから入園する保護者の方に対して説明できると具体的なことでなくてもイメージがわくかなと考えていましたので、12日までには確定したいと…。もちろん配布も16日から予定していましたが配布だけなら、多少このスケジュールから遅らせることは可能かなと思いますけど、もう一つの17日の中保育園の説明会にこの募集要項をやっぱりある程度、確定でお知らせできるといいかなあと、こちら側の事情もありましたので、12日に2回目の委員会を設定してそれまでには確定したいと思っておりました。だから、その辺を少しずらすことができれば、今言ったみたいにもう一度、次回の委員会で確定したものを案として意見を聞くということのプロセスは踏めるのかなと思うんですけど。</p>
藤原委員長	<p>委員会の意見を案としてきちんと出していくことがいいと思います。本来ならば普通の市町だと、募集要項の確定したものを出してだけで、経過までは出していかない。それを大口町では本当にきちんとやっていこうということでそれは素晴らしいことだと思います。でも、これからの対応の複雑さを思うと、先ほど、議会でも長時間いろいろとやられたということですからね。そうすると少しでもこの「選定」の方に力を注ぐという委員会にしたいと思うんですね。次回、12日では遅いということもありますので、皆様のご都合の中で、2回目の日程を少し早め、12日には決定していくというふうでいかがでしょうか。委員会で審議したものを出した方がいいと私は思うんですが。</p>
健康福祉部長	<p>それは委員長さんに委ねます。</p>
藤原委員長	<p>皆さん、いかがでしょうか。もし、よろしければ12日までに委員会（案）をまとめていくという作業日程にしては。なので、その前にまとめられれば12日の委員会はなしというようになりますかね。</p>

福祉こども課長	意見がなければ…。
藤原委員長	では、早速ですが、日程調整をお願いします。10月の第1週の火曜日(2日)、水曜日(3日)あたりではいかがですか。
委員	2日の火曜日は都合が悪いです。
藤原委員長	では、水曜日はいかがですか。よろしいですか。
全委員	よろしいです。
藤原委員長	では、10月3日(水)の13時30分ということで。
委員	先程の話に戻ってしまいますが、「5年以上」というのは、公立園の中の臨時保育士も何年かやっていた方が何人かいて、その方が採用されるといいなあとと思っています。
藤原委員長	それを今、江南市の指定管理を受託して、10月から引継保育を開始するわけですが、それにあたって人の募集等をかけています。そこで、まず何をやったかという現在、働いている公立保育園の非常勤の先生を優先に募集をかけています。これは、募集要項には何も書いてありませんが、法人側から保護者の信頼を得ようと思ったら、そうせざるを得ないわけなんですね。だから、その文言に書いて縛りがあるよりも実際問題として、そういう流れになりますので、先に「5年以上」「2分の1以上」というのは、とても美しいんですけど、実際それが非常に高いハードルになって、「うちの法人はもう応募すらできない」ということで手を挙げてくるところが少なくなってしまうことの方が、町として不利益が大きいのではないかと思います。
藤原委員長	では、次回の委員会の会場も本日と同じ、この部屋でということをお願いします。非常に不慣れな運営でお時間を頂きましたが、今日はこれで散会とさせていただきたいと思います。どうもお疲れ様でございました。